

平成23年 第3回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成23年9月16日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (16名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
15番 上田幸弘君	16番 竹村和勇君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 局長補佐 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 松田明君	総務部参事 取田弘之君
住民福祉部長 平井洋一君	産業建設部長 高村吉彦君
秘書広報課長 寺田元昭君	監査委員 檜宏君

教育委員長	川本益弘君	教育長	片倉照彦君
教育部長	福井良昌君	会計管理者	小泉義次君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	住井康典君

---

平成23年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月16日（金曜日）

- 開 議（午前10時）
  - 委員長報告（報第10号より認第1号までの11議案について）
  - 質 疑
  - 討 論
  - 採 決
  - 閉会中の継続審査について
  - 議長閉会挨拶
  - 町長閉会挨拶
  - 閉 会
- 

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は16名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

委員長報告（報第10号より認第1号までの11議案について）

○議長（松本宗弘君） 去る7日の本会議において一括上程されました報第10号、  
田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例の専決処分報告より、認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳  
出決算の認定についてまでの11議案については、各所管の常任委員会及び特別委  
員会に各々付託をされておりますので、この際一括議題といたします。

それでは、ただいまより各委員長の報告を求めることにいたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉常任委員会委員長、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のご指名によりまして、住民福祉常任委員会を代表いたしまして委員長報告  
を申し上げます。

平成23年田原本町議会第3回定例会におきまして、住民福祉常任委員会に付託  
されました議案につき、去る9月9日午前10時より委員会を開催し、全委員出席  
のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました経過並び  
に結果についてご報告申し上げます。

まず、議第37号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第2号）のうち当  
委員会所管に係るものについてご報告申し上げます。

歳出、第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目障害福祉費、95万6,000  
円の増額につきましては、心身障害者医療費の精算による返納金でございます。

また、同項、第4目後期高齢者医療費、35万1,000円の増額につきましては  
は、重度心身障害者老人等医療費の精算による返納金であります。

次に、第3款民生費、第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、522万5,

000円の増額につきましては、県の安心こども基金特別対策事業を活用した、庁舎及び保健センターの一角にキッズコーナーを設けることなどの備品の整備、また乳幼児及び母子医療費の精算による返納金でございます。

次に、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目保健対策推進事業費、127万8,000円の増額は、男女40歳から5歳間隔で60歳までを対象に、大腸がん検診の助成であります。

なお、補正財源につきましては、国県支出金及び繰越金であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第38号、平成23年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は76万5,000円の増額で、予算総額は33億2,238万2,000円となります。

補正内容につきましては、歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、54万6,000円の増額は、レセプト電算処理システムのコンピュータソフト改修業務委託料であります。

また、第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第5目国庫支出金返納金、21万9,000円の増額につきましては、出産育児一時金の国庫支出金の精算による返納金であります。

補正財源につきましては、国庫支出金及び繰越金であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第39号、平成23年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、今回の補正予算額は2,354万5,000円の増額で、予算総額は20億3,447万4,000円となります。

補正内容につきましては、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第3目償還金、2,354万5,000円の増額は、平成22年度の介護給付費負担金及び国モデル事業費の確定に伴います、国県支出金及び支払基金の精算による返納金でございます。

補正財源につきましては、基金繰入金及び繰越金であり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第43号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する

条例につきましては、指定管理者による管理についての規定、入所対象学年を3年生から4年生への拡大、開所時間について、平日は「放課後から午後6時迄」を「放課後から午後6時30分迄」に、また、土曜日や長期休暇は「午前8時30分から午後6時迄」を「午前8時から午後6時30分迄」に、また、サービスの拡大に伴い使用料について月額4,000円を4,300円に改められるものであります。

また、土曜日の開所については、利用人数が少数であることから、共同で3カ所程度で開所していく予定であり、規則で規定するとのことであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第44号、田原本町保健センター等改修工事請負契約締結につきましては、田原本町大字宮古にあります健康づくりセンターを奈良県から無償で借り、現在の保健センター及び休日応急診療所を移転するための改修工事で、契約金額1億6,437万150円で、浅沼組・崎山組特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社浅沼組 奈良営業所所長 大西宏次、構成員、株式会社崎山組 代表取締役 崎山雅由と工事請負契約を締結されるもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 産業建設常任委員会委員長、7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のご指名によりまして、産業建設常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成23年田原本町議会第3回定例会において、当委員会に付託されました議案につき、去る9月9日午後1時から全委員出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求めて、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告いたします。

まず、議第37号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管に係る補正予算につきまして、ご報告申し上げます。

歳出、第5款農林水産業費、第1項農業費、補正額4,190万円につきまして、第7目農業基盤対策事業費、3,010万円の増額は、排水不良地等条件の悪い農地において、戦略作物等生産拡大の支障を取り除くために条件整備を行う事業であ

り、事業実施地区は、東井上地区の井戸水用タンク、法貴寺地区の水路工事及びゲート工、多地区の水路工で、財源につきましては、国庫支出金、分担金及び一般財源でございます。

第10目水と農地活用促進事業費、1,180万円の増額は、県単独事業として、比較的受益面積が小さい地区において、きめ細かい整備を実施する事業で、北八田地区の水路工事及び小阪地区の農道整備工事であり、財源につきましては、県支出金、分担金及び一般財源でございます。

また、第7款土木費、第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費、補正額900万円の増額は、橋の長寿命化に伴う修繕設計を行うものであり、財源につきましては、国庫支出金及び一般財源でございます。

当委員会は、全員賛成で原案どおり了承いたしました。

次に、議第40号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例につきましては、5月10日に都市計画決定された田原本インターチェンジ周辺地区の地区計画を建築基準法の規定に基づき、調和のとれた良好な都市環境の形成を図るために制定するものであり、当委員会は賛成多数で原案どおり了承いたしました。

次に、議第45号、区域外の公の施設の設置及び利用につきましては、公共下水道事業の田原本町大字松本459番地の5から同番地の33までの施工に伴い、三宅町大字上但馬668番地の2の県道桜井田原本王寺線及び同番地の3の三宅町町道を利用し、田原本町公共下水道施設を設置することから、地方自治法第244条の3の規定に基づき議決を求められたもので、当委員会は全員賛成で原案どおり了承いたしました。

なお、付託案件外であります。下水道課より、平成20年度の下水道使用料改定に伴う経営収支の中間報告を受けました。

内容といたしましては、下水道使用料収入の実績が改定時の試算と比較して、一般排水につきましては、上水道の有収水量減少にもみられるように、住民の節水意識、トイレ・洗濯機等、家電製品の節水化により、また、事業活動によって生じる中間排水・特定排水も、長引く不況の影響から事業の縮小・撤退等のため、試算したような伸びを示していないとのことであり、一方、公債費につきましても、下水

道事業で借り入れております地方債の元金償還が平成25年度以降も増加することなどから、下水道事業特別会計が一般会計繰入金に依存する割合も増える見込みで、依然として厳しい経営状況にあるとの報告を受けたものであります。

以上、当委員会に付託されました各議案についてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 総務文教常任委員会委員長、8番、辻議員。

（8番 辻 一夫君 登壇）

○8番（辻 一夫君） 議長のご指名によりまして、総務文教常任委員会を代表いたしまして委員長報告を申し上げます。

平成23年田原本町議会第3回定例会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につき、去る9月9日午後3時より委員会を開催し、全委員の出席のもと、理事者を始め関係部課長の出席を求め、慎重に審議をいたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、報第10号、田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては、スポーツ振興法がスポーツ基本法に改正されたことにより、体育指導委員がスポーツ推進委員と名称変更されたことによる改正で、施行日が平成23年8月24日であったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年8月24日付けで専決処分をされたものであり、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第37号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額は5,955万円の増額で、予算総額は103億8,130万3,000円となります。

このうち当委員会所管の補正予算についてご報告いたします。

補正内容といたしましては、歳出、第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費、84万円の増額は、市街化区域農地として課税したことが違法であるとして提訴のあった、固定資産税等に対する過誤納付金還付請求、固定資産評価審査決定に対する取消請求各控訴事件について、最高裁判所の決定により勝訴が確定したことによる弁護士への成功報酬でございます。

当委員会は全員賛成で了承いたしました。

次に、議第41号、田原本町税条例の一部を改正する条例につきましては、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」、法律名称でございます。

が、公布されたことによる改正で、個人住民税に係る上場株式の配当所得や譲渡所得に対する軽減税率の特例を2年間延長することや、寄附金控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるもの、及びサービス付き高齢者住宅に対する固定資産税の新築軽減の特例の新設等で、当委員会は賛成多数で了承いたしました。

次に、議第42号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正に伴い、都市計画税の課税標準の特例における条文整備をされたもので、当委員会は全員賛成で了承いたしました。

以上、当委員会に付託されました各議案につきましてご報告申し上げ、委員長報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 決算審査特別委員会委員長、12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 議長のお許しを得まして、決算審査特別委員会を代表いたしましてご報告を申し上げます。

平成23年9月8日、第3回定例会におきまして、決算審査特別委員会が設置され、去る12日、13日の2日間にわたり会議を開き、全委員出席のもと、理事者を始め部課長の出席を求め、時間延長をもお願いし、慎重に審議をいたしました審査の経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、総括的に会計管理者より主要施策の成果の説明を受け、次に関係部課長より不用額及び新規事業の成果の概要につき説明を受け、さらに詳細にわたり答弁を求めたのでございます。

それでは、まず一般会計歳入歳出決算についてご報告申し上げます。

審査いたしました決算額は、歳入総額106億6,841万9,000円に対し、歳出総額101億1,279万2,000円であり、歳入歳出差引額は5億5,562万7,000円となり、平成23年度に繰り越されておりますが、繰越明許費として翌年度へ繰り越すべき財源が2,771万1,000円であり、実質収支は



5億2,791万6,000円となりました。

なお、前年度の実質収支が3億7,694万9,000円でありましたので、単年度における収支は1億5,096万7,000円の黒字となっております。

歳入について申し上げますと、予算額に対し、99.2%の収入割合となっており、そのうち町税においては、歳入全体の33.8%の36億289万7,000円の収入額で、予算額に対して4,046万6,000円の減収であります。

次に、地方公共団体間における財政力の不均衡を補うために交付された地方交付税収入は、歳入全体の26.9%の28億6,559万9,000円で、予算額に対して8,485万2,000円の増収となっております。

また、国県支出金においては、障がい者に対する支援費、保育所運営費、子ども手当に対しての負担金及び緊急雇用創出事業、国の障がい者、老人、児童に対する福祉事業、道路事業、唐古・鍵遺跡公有化事業の用地購入に借り入れされた町債の償還金などに対する補助金収入で、歳入全体の18.7%の19億8,653万2,000円であります。

また、町債につきましては、臨時財政対策債の借り入れ及び小中学校地震補強事業などに借り入れされたもので、歳入全体の7.4%の7億9,470万円となっており、以上が歳入の主なものであります。

次に、歳出について申し上げますと、予算額に対する執行率は94%でございます。その歳出に占める主なものは人件費で、歳出全体の18.2%の18億4,305万6,000円であります。

また、投資的事業費は歳出全体の6.7%であり、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、一般下水路整備事業、道路新設改良事業、唐古・鍵遺跡史跡公園整備事業並びに小中学校地震補強事業など、当年度の当該事業費は6億8,141万4,000円の支出となっております。

次に、繰出金につきましては、歳出全体の13.1%で、国民健康保険・下水道事業・老人保健・後期高齢者医療及び介護保険の各特別会計への繰出金として13億2,282万6,000円の支出となっております。

次に、扶助費につきましては、歳出全体の15.2%で、自立支援介護・訓練等給付費負担金、保育所運営費負担金並びに子ども手当など15億3,640万6,

000円の支出となっております。

また、補助費等につきましては、歳出全体の11.3%で、社会福祉協議会補助金、保育所運営費補助金、山辺広域ごみ処理受託経費、国保中央病院組合負担金並びに山辺広域行政事務組合消防費負担金など11億3,894万7,000円の支出となっております。

以上が歳出の主なものでございます。

では続きまして、審議の経過及び結果につきましてご報告いたします。

まず、基幹システム共同化について、そのメリットを尋ねたところ、本町を含めた構成7市町の基幹システム共同化を自治体クラウドで行うもので、電算経費の縮減及び事務の効率化が見込まれるとの答弁を得たのであります。

次に、地域子育て支援拠点事業について尋ねたところ、現在0歳から3歳児の子どもと親が1日平均10組参加されており、気軽に集える場の提供と子育て等に関する相談・助言を行っているとの答弁を得たのであります。

次に、国保中央病院の現状と経営状況について尋ねたところ、平成22年度の経常収支は、前年度対比で約2億2,400万円の黒字となり、累積欠損額は約3億100万円に減少したとの答弁を得たのであります。

また、他の病院と比べ優れているところを尋ねたところ、小児科の評判がよく、また医師不足を解消するため、非常勤医師を雇用し、看護師についても定時募集だけでなく、随時募集で確保しているとの答弁を得たのであります。

次に、厳しい状況にある農業について、その対策を尋ねたところ、農業法人化、担い手農家並びに新規就農者の育成・集落営農組織への集積などに対して支援をしていくとの答弁を得たのであります。

次に、橋りょう長寿命化修繕計画について尋ねたところ、対象となる40の橋りょうについて調査を行った結果は、緊急対応が必要な橋りょうはないものの、橋りょうの長寿命化を図るための修繕について、橋りょうの重要度及び緊急性を考慮し、計画を策定したとの答弁を得たのであります。

次に、学校建物の耐震補強工事の進捗状況について尋ねたところ、対象となる小中学校については、平成27年度までに耐震補強工事を終える予定で、平成23年度末には進捗率が73.8%になるとの答弁を得たのであります。

次に、町税の不納欠損額の中に、悪質な滞納者の未納額が含まれているか否かについて尋ねたところ、滞納者の資力調査等を行い、支払能力を見極め、支払能力があるものについては差し押さえを行っているとの答弁を得たのであります。

次に、ふるさと応援寄附金について今後の活用について尋ねたところ、寄附金には唐古・鍵遺跡の整備に関する事業等5つの事業区分があり、来年度には各担当部局と協議し実施したいとの答弁を得たのであります。

次に、平成22年度末における基金の積立残高及び今後の基金の積み立てについて尋ねたところ、財政調整基金が8億7,009万3,000円、減債基金が7,473万円、福祉基金が2億7,821万5,000円、ごみ処理施設整備基金が12億681万3,000円、ふるさと応援基金が263万8,000円、土地開発基金が2億8,275万4,000円であり、平成23年度もごみ処理施設整備基金に2億円の積み立てを予定しており、予算の執行状況を踏まえた上で、財政調整基金についても積み立てを行いたいとの答弁を得たのであります。

次に、平成22年度末における一般会計の地方債残高及び平成23年度末残高見込額について尋ねたところ、平成22年度末残高は125億7,679万8,000円であり、平成23年度末残高見込額については122億4,519万3,000円であるとの答弁を得たのであります。

次に、平成22年度の決算を踏まえた今後の財政運営について尋ねたところ、経常収支比率が6.1%減少し、近年の財政硬直化傾向に歯止めがかかる結果となったものの、公債費は依然として高い水準にあり、経常的な経費の負担増も見込まれる中、町税などの一般財源の増加は大幅には見込めず、今後も厳しい財政運営が予想されるが、引き続き行財政改革に取り組み、限られた財源の中で長期的な視点に立った健全な財政運営に努めてまいりたいとの答弁を得たのであります。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご報告申し上げます。

決算額は歳入総額33億9,860万9,000円に対し、歳出総額31億3,232万9,000円で、歳入歳出差引額は2億6,628万円となり、平成23年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が2億114万8,000円でありましたので、単年度における収支は6,513万2,000円の黒字となっております。

まず、特定健康診査の受診件数について尋ねたところ、特定健康診査は対象者が6,767人、受診者が1,054人で、受診率が15.6%、今後、医療機関の協力も得て受診率の拡大につなげ、健康増進に努めてまいりたいとの答弁を得たのであります。

次に、国民健康保険税の見直しを行うのかを尋ねたところ、歳入歳出のバランスがとれた適正な賦課に努めたいとの答弁を得たのであります。

続きまして、住宅新築資金等貸付事業特別会計決算につきましては、歳入総額731万3,000円に対し、歳出総額710万2,000円で、歳入歳出差引額は21万1,000円となり、平成23年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が8万4,000円であるので、単年度における収支は12万7,000円の黒字となっております。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算につきましては、歳入総額16億5,718万円に対し、歳出総額16億5,718万円で、歳入歳出同額でございます。

そこで、下水道整備に伴い投下した資本に対する受益者負担について尋ねたところ、その金額を受益者に負担していただくのは無理であり、今後も一般会計より繰り入れをしてもらう状況が続くとの答弁を得たのであります。

続きまして、老人保健特別会計決算につきましては、歳入総額302万9,000円に対し、歳出総額253万1,000円であり、歳入歳出差引額は49万8,000円となり、平成22年度をもちまして老人保健特別会計は廃止となったため、歳入歳出差引残額は一般会計に繰り越されております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計決算につきましては、歳入総額3億1,546万9,000円に対し、歳出総額3億1,515万4,000円であり、歳入歳出差引額は31万5,000円となり、平成23年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が44万8,000円の黒字であるので、単年度における収支は13万3,000円の赤字となっております。

そこで、今後の保険料についてどのようになるかと尋ねたところ、平成24年度においては各市町村の実態等を踏まえ広域連合にて検討されるとの答弁を得たのであります。

続きまして、介護保険特別会計決算につきましては、歳入総額19億9,785

万9,000円に対し、歳出総額19億8,404万円で、歳入歳出差引額は1,381万9,000円となり、平成23年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が2,070万1,000円であるので、単年度における収支は688万2,000円の赤字となっております。

まず、平成22年度の介護保険給付費の決算額について尋ねたところ、予算では給付費全体において5.7%の増を見込んでいたが、施設サービス給付費で前年とほぼ同額であったことなどにより不用額が生じたとの答弁を得たのであります。

次に、地域支援事業について尋ねたところ、介護予防事業については参加者のアンケート結果等を参考にし、ニーズに応じた介護予防事業を実施していきたいとの答弁を得たのであります。

続きまして、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計決算につきましては、歳入総額1,384万6,000円に対しまして、歳出総額1,230万5,000円で、歳入歳出差引額は154万1,000円となり、平成23年度に繰り越されておりますが、前年度の実質収支が184万5,000円であるので、単年度における収支は30万4,000円の赤字となっております。

まず、要介護認定の2次判定での変更率について、他市町村と比較してどのような状況であるかを尋ねたところ、各市町村の高齢者の状況もあるため比較することは難しいが、本町においては介護認定審査会において適正な審査を行っているとの答弁を得たのであります。

次に、認定調査員による訪問調査での特記事項記入割合について尋ねたところ、該当するところにおいては、すべて記入されているとの答弁を得たのであります。

続きまして、水道事業会計決算につきましては、平成22年度の収益的勘定では収入総額が7億4,313万8,000円、支出総額が7億5,963万4,000円で、消費税を差し引いた当年度の損益計算書では2,664万7,000円の純損失となり、前年度繰越欠損金2億4,034万3,000円を合わせた結果、当年度未処理欠損金は2億6,699万円となったところであります。

まず、特別損失について尋ねたところ、水道料金の債権は消滅時効については2年が適用され、対象となる平成20年度に死亡、破産、店舗閉鎖等の理由により、回収できなくなった過年度分の水道料金を不納欠損処理したとの答弁を得たのであ

ります。

次に、4月以降の水道の売上状況について尋ねたところ、特に小規模事業所等で売り上げが減少しているとの答弁を得たのであります。

次に、料金の見直し時期について尋ねたところ、今後、石綿管更新事業等を行う予定があるため、3～4年後には見直しをしていく必要があるとの答弁を得たのであります。

以上、ご報告申し上げました各会計決算は、予算執行の原則に基づき、限られた財源を効率的に執行されておりましたが、審査の中で各委員からの貴重な意見や指摘事項につきましては、今後の行財政運営に反映されまして住みよいまちづくりに、なお一層努力されることを要望いたしました。

それでは審議いたしました各会計別の採決結果について申し上げます。

認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、一般会計、及び国民健康保険特別会計については賛成多数。住宅新築資金等貸付事業特別会計については全員賛成。公共下水道事業特別会計については賛成多数。老人保健特別会計及び後期高齢者医療特別会計については全員賛成。介護保険特別会計及び磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計並びに水道事業会計については賛成多数。

以上、当委員会に付託されました平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算については原案どおり認定いたしましたのでございます。

長時間ではございましたが、平成22年度田原本町各会計決算審査の経過及び結果について委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして各委員長の報告を終わります。

それではただいまから各委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは反対討論をさせていただきます。

まず、議第40号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例について反対します。

（仮称）田原本インターチェンジ周辺地域A地区・B地区に、建設物や開発面積の基準などを設けるための条例提案です。その説明の中に、保水力について900平方メートル以上の土地に、大和川流域小規模開発雨水流出抑制対策設計指針（案）の1ヘクタール当たり300立方メートルの貯留量を有する雨水流出抑制施設を設置するよう指導すると説明がありました。いかにも、多くの保水力を確保するような雰囲気での提案でした。

しかし、町の指導内容はわずか3センチの保水力を確保するだけです。水田の保水力は5～6センチとされています。畑にも土の中に空隙が多いことから貯留力が認められています。水田や畑を潰して開発する条例対象地域では、保水力を高めるところか、反対に保水力を低下させることになりかねません。今回の地区計画対象地域の下流には、水害常襲地域となっている富本自治会があります。水害の危険性が高まります。提案条例の内容を水害の被害を軽減されるものに改めさせるよう求めて反対いたします。

議第41号、田原本町税条例の一部を改正する条例について反対します。

寄附金控除の対象寄附金を町独自で決めることができるなど前向きな改正も含まれていますが、配当課税の軽減と譲渡所得課税の軽減を2年間延長する改正が含まれていることが問題です。

きょうの総務文教常任委員会委員長報告にも現下の厳しい経済状況にあると訴えられていましたように、税収不足が心配される中、今、税負担能力の高い方に応分の負担を求めることが求められています。アメリカでは、持株会社パークシャー・ハサウェイのウォーレン・バフェット会長兼最高経営責任者は、「億万長者にやさしい議会によって長い間甘やかされてきた」と、大資産家への増税を提案しています。エールフランスKLM会長らフランスの大企業トップ16人も「我々に課税せよ」とアピールしています。

資産運用利益に対して適正課税することが求められています。時代の要請に反し、資産運用益に課税軽減する本改正に反対いたします。

次に、議第43号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例に反対します。

本改正案には、保育時間の延長や対象学年の拡大など、これまで要望してきた内容が一部取り入れられています。しかし、一番の目的は指定管理者制度の導入です。残念ながら、町長の提案理由の説明でも指定管理者制度導入の理由について全く触れられていませんでした。今年度予算説明でも学童保育を指定管理者制度へ移行することに触れられていませんでした。田原本町行政改革実施計画にも含まれていません。行政改革懇話会で決定したという報告を議会で受けていません。いつの間にか、当然のようにうたわれています。このことがまず問題です。今議会で次のような問題点を指摘しました。

1番目として、指定管理者制度に移行しても、町が責任をもって運営することが町の責任であること。そのためにも学童保育の質を確保するため、町が事業計画や人員配置計画などをちゃんと示し運営させる必要があること。月例・随時の2種類でサービス水準が維持向上されているかモニタリングする必要があること。

2番目として、前総務大臣が指定管理者制度の目的を、コストをいかにカットするかということに力点を置いて、指定管理になじまない施設まで指定管理の波が押し寄せていることを問題とする記者会見をするとともに通達を出されたこと。

そして近江八幡市では、学童保育に指定管理者制度を2006年に導入されましたが、指定管理者制度になじまないと判断し、2009年4月から市直営に戻されています。

放課後児童健全育成事業は、児童福祉法で子どもたちに遊びと生活の場を提供して、子どもたちの健全な育成を図る事業として位置づけられています。単なる施設の管理ではありません。本町の学童保育は毎月申し込みです。障がいをもっている子どもさんの申し込みがあった場合、即座に指導員の障がい児加配を指定管理者が対応できるのでしょうか。問題ではないのでしょうか。一人ひとり生きている子どもたちに対応することが求められています。

3つ目の点として、学童指導員さんは全員日々雇用職員の待遇です。本町の日々雇用職員は地方公務員法第17条を根拠に定められています。内容は正規職員が欠けたので一時的に日々雇用職員で対応するというものです。ところが実際は正規職



員は一人もおらず、日々雇用職員の待遇で10年以上働いておられる方が9人もおられます。特に本年は町の募集25人に対し、21人しか応募がなく、町が願って日々雇用職員25人を確保されました。

このように町のために貢献されてこられた指導員さんを一方的に雇い止めすることは、明らかに直接雇用義務違反、通常労働者への転換推進措置義務違反に当たります。これらの指摘に対して、町は、管理者を指定するだけで人員配置については指定しない、障がい児加配は年度単位で行う、学童指導員を引き続き雇用するよう要望するという回答でした。町は学童保育を指定管理者制度へ移行するという事を勝手に決めておきながら、その影響等詳細な検討は全くされていないことも明らかになりました。

また、土曜日の開設を3カ所に集めることは、子どもたちの人間関係に大きな影響を与えるなど、子どもが安心して自宅にいる環境を確保することを多いに損ない、学童保育の本質を外れることとなります。また、町が小学生に校区外への移動を求めることを表明されたことにもなります。それ自体、大問題です。通所距離、時間に多大な問題が生じることが予想されます。

これまで何の問題もなかった学童保育にさまざまな問題を持ち込む指定管理者制度への移行を目指す本条例改正案に反対いたします。本町の子どもたちの成育に大きく影響する学童保育の指定管理者制度への移行を認めないことに、議員皆さんの賛同を求めるものです。

次に、議第44号、田原本町保健センター等改修工事請負契約締結について反対します。

現在の保健センターを宮古の健康づくり財団プール跡に移転するための工事請負契約です。健康づくり財団前の駐車場は、国保中央病院の駐車場と一体となっており、午前中は満杯状態です。今年の3月議会で指摘したところでした。その後、保健センター用の駐車場用地を確保されたと伺いましたが、場所は国保中央病院駐車場南側道路のさらに南です。保健センターには、小さい子どもさんを連れ、大きな荷物を持ったお母さんたちが利用されます。大変危ない状態になります。現在の保健センターは独自の駐車場を持ち、安全に保健センターに入ることができます。

現在より大幅に不便、危険になることを指摘し、新しい保健センターの近くに駐

車場を確保するよう求めましたが、具体的な対応策は示されませんでした。利用者に配慮を欠いた、この状態で保健センターを移転させることが必要なんではないでしょうか。このままでは新しい保健センターに移転することには賛同できません。安全な駐車場を確保できるまで工事請負契約を留保されることを求め、本契約に反対いたします。

続きまして、認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について、結論は否認です。

決算審査特別委員会で明らかになった問題点を幾つか報告します。

まず一般会計です。

「ももたろう号」の運行状況について質問しました。

月間利用は268件です。この利用者数が当初の予想と比べて多いと報告を受けました。また、第3次総合計画の3カ年計画では、再来年には予算がなくなる計画になっていることについてただしたところ、その予定であることが明らかになりました。「ももたろう号」の運行は県の予算を消化するために行っているのではなく、バス運行がなくなった町民の足をどのように確保するか確認するために運行していることを指摘し、改善を求めました。

次に、ふるさと応援寄附金の活用状況について質問しました。

これまで受け取った寄附金は総額263万円です。どのように活用したのかただしたところ、まだ活用していないことが明らかになりました。今年中に具体的な活用方法を決めて、来年、実際に使うそうです。最初に寄附された方は既に3年間報告を待っておられます。寄附したことが役に立っていることを願っておられる寄附者に極力速やかに報告できるよう改善を求めます。

次に、障がい者日中一時支援事業について質問しました。

学童保育は3年生までしか利用できません。4年生になると、障がいをもっている子どもは児童デイサービス等を利用しています。ところが、本町の児童デイサービスを利用できる上限日数が7日と決められています。そのため8日以降は安心して過ごせる場所がありません。他の市町では上限日数を20日に決めているところがあります。上限日数を町で決めることができます。これまで上限日数を20日に引き上げるよう求めてきましたが、いまだに7日までとなっています。子どもたち

を大切に育てる町になるよう改善を求めます。

次に、保育所入所待機児について質問をしました。

8月1日時点で10人の子どもさんが待機されていることが明らかになりました。その子どもさんの状況を尋ねたところ、仕事を探しているところだそうです。保育所を確保できないから、仕事が見つからない状況であることを理解するよう求めました。また、保育所の入所の申し込みに行ったところ、保育所と直接交渉をしてはどうかと勧められたという話を紹介しました。町が責任をもって保育所を確保する対策をとることを求めます。

次に、学童保育について質問しました。

東小学校の学童保育は現在指導員1人で対応しています。トイレへ行くときは子どもたちだけです。そこで学童保育に責任を負うのはだれかとただしたところ、学童保育に関して町がすべての責任を負うと回答されました。その責任を果たすためにも、指導員を複数配置するよう求めました。

次に、福島県の瓦れきを焼却すると表明されていることについて質問しました。

奈良県で本町を含めて6市町村が福島県の瓦れきを焼却すると表明していると報道されています。そこで地元自治会等の了解を得ているのかとただしました。焼却能力に1日2トンの余力があると回答しただけで、福島県の瓦れきを処理するとは表明していないという回答がありました。

次に、笠縫駅前の自転車不法駐輪対策について質問しました。

シルバー人材センターに委託し、駅東側を整理されています。整理されていない日は散乱して通行に支障が出ます。駐車違反にするか、もっと整理日数を増やすかとただしました。整理を徹底すると回答を得ました。

次に、税金の収入未済金と不納欠損金について質問しました。

法律上の悪意の滞納者とは、支払能力があるにもかかわらず税金を納めない人のことです。そこで不納欠損処理した中に、支払能力があるにもかかわらず、税金を納めなかった人は含まれているのかとただしました。預貯金や生命保険の有無を確認した上で、税金として徴収する資産がないと確認されたものばかりであるという答弁を得ました。

次に、国民健康保険特別会計について申し上げます。

まず、1億6,000万円の黒字を活用して、保険税を引き下げるよう質問しました。

国保加入者の40%が所得なし世帯であること、年間所得103万円以下の世帯割合が55%もの多さであることを確認しました。その上で、大幅な国保税減額を求めました。

また、国保法第44条、窓口負担負担金軽減条項、第77号、保険税の減免状況について質問しました。

法律で規定している事柄であり、本町でも減免条項を定めるよう求めました。

また、県内一本化について質問しました。

大所帯の奈良市の保険料税率が高率であるにもかかわらず、9億円もの赤字であることから、県で一本化すると本町の税率が高くなることを指摘しました。町として一本化に反対するよう求めました。

次に、公共下水道事業特別会計について申し上げます。

まず、起債残高について質問しました。

起債残高が120億円を上回り、平成24年度まで増え続けることが明らかになりました。下水道供給可能世帯を1世帯増やすために260万円もの工事費がかかっていることも明らかになりました。これらの設備投資は下水道利用者の意向ではなく、町の施策目的を達成するために行われています。この目的のために増え続ける借金返済を利用者に押しつけることは妥当ではありません。下水道料金の負担は流域下水道維持管理負担金を補てんする範囲に限定するよう求めました。また、流域下水道維持管理負担金の引き下げを県に求めるよう指摘しました。

次に、介護保険特別会計について申し上げます。

まず、申請時訪問調査時の対応について質問しました。

申請者等の申し出だけにとらわれるのではなく、まず申請者などの思いの全体を受け止めることを求めました。どうしてこのような発言をされるのか、その背景を理解した上で、素人の申請者に理解できる専門家としての対応を求めました。

次に、地域支援事業の一時予防事業について質問しました。

運動教室、ハミング教室、健康出前教室などを行っておられるが、利用状況はどうかとただしました。

参加者を確保することに苦心していると回答がありました。さらなる努力をされ、内容を充実し、参加者を増やすよう求めました。

次に、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計について申し上げます。

訪問調査時の特記事項について質問しました。

調査カードにどの程度特記事項が書いてあるのかと質問したところ、すべてのカードに特記事項が書かれているという答弁を得ました。

ところが2次判定では、軽度への変更率が9.2%もあることが判明しました。広陵町では2.8%、大和高田市では0.4%であることを比べると、大変な高率であることも判明しました。訪問時はよく見せたいという気持ちが働き、実際の姿がわかりにくいものです。24時間の行動等を聞き取りなどで十分把握することを求めました。

最後に、水道会計について申し上げます。

水道の使用状況について質問しました。

節水により13ミリ水道管の使用量が減っているが、それ以上に30ミリ、50ミリ水道管の使用量が減っていることが判明しました。事業所が減っていることが収入減の大きな要因です。また、耐震改修や配水場建設による借入金返済が財政を窮屈にしています。これらの要因による財政の硬直化を安易に水道料金の値上げに求めたために、さらなる節水を招き、財政改善に結びつかないことを指摘しました。

最後に、資金不足比率が黒字と発表されたことと、水道事業会計との関連性をどのように説明するか説明を求めたところ、具体的に計算の仕方を説明していただきましたが、説明を聞けば聞くほど資本不足比率のあいまいさと言いますか、中身を伝えない内容が明らかになってきました。その点では10月に発表されます資金不足比率について、ちゃんと住民の皆さんが理解されるよう説明を求めたところであります。

以上の内容をもちまして、今議会に提案された私の指摘した議案について反対をいたします。ぜひ議員皆さんの賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。この場の反対討論とさせていただきます。

○議長（松本宗弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

それではこれより採決に入ります。

まず、報第10号、田原本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第37号、平成23年度田原本町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第38号、平成23年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第39号、平成23年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第40号、田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委

員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第4 1号、田原本町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第4 2号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第4 3号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例を採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第4 4号、田原本町保健センター等改修工事請負契約締結についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議第4 5号、区域外の公の施設の設置及び利用についてを採決いた

します。本議案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、認第1号、平成22年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。本議案に対する委員長報告は原案認定であります。委員長の報告どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長（松本宗弘君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました報第10号より認第1号までの11議案については、すべて議了いたしました。

---

---

#### 閉会中の継続審査について

○議長（松本宗弘君） お諮りいたします。それぞれの委員長より、審査中の事件について閉会中の継続審査に付したいとの申し出がありますが、これに付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、それぞれ委員長の申し出どおり、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査に付することにいたします。

以上をもちまして今期定例会の日程はすべて終了いたしました。よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は去る7日に開会し、本日までの10日間の長きにわたり、終始熱心に慎重に審議を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

今期定例会では、平成22年度各会計歳入歳出決算の認定を始め、すべての重要議案を議了でき得ましたことに心から感謝を申し上げます。また、各会計決算の審査においては、先に選ばれた決算審査特別委員会の各委員により終始熱心にご審議



を賜りましたことについて、議長といたしまして厚く御礼を申し上げます。

理事者におかれましては、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望事項につきましては町民の声として十分に尊重いただき、今後の町政の執行に反映されますようお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、先日、日本を縦断した台風12号が「平成最悪の台風災害」と言われるほどの大きな被害をもたらしました。被災された人々に心からお見舞いを申し上げますと同時に、本町におきましても、いつ起こるかわからない自然災害への備えについて再認識をお願いし、閉会のあいさつといたします。ありがとうございます。

---

#### 町 長 閉 会 挨 拶

○議長（松本宗弘君） それでは閉会に当たりまして、町長よりあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） それでは議長のお許しをいただきまして、平成23年田原本町議会第3回定例会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、去る9月7日から本日までの長きにわたりまして、提案させていただきました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り、しかも各議案すべて原案どおり、ご議決、ご承認、ご同意、ご認定をいただきましたことにつきまして厚くお礼を申し上げます。

また、会期中の本会議並びに委員会審議を通じまして賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分その意を体しまして、今後の町政運営の中で検討を重ねながら取り組んでまいりたいと考えている次第でございます。

今後とも本町発展のために一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。まことに簡単ではございますが閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） それではこれにて閉会をいたします。

ありがとうございました。

午前11時04分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

田原本町議会議長                      松本宗弘

田原本町議会議員                      松本美也子

田原本町議会議員                      小走善秀

田原本町議会議員                      吉川博一